平成２７年（フ）第１２号
岩手県釜石市八雲町７番20号　コーポ紅葉405
債務者　望月　麻衣
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
宮城県名取市大手町４丁目18番地の２　メゾンヒロＣ107号
債務者　菅原　　豪
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
仙台市宮城野区岩切分台１丁目３番地の６　フレンディオ30―306
債務者　菊池　由香（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
仙台市若林区東八番丁５番地
債務者　岩崎　友行
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
宮城県多賀城市伝上山３丁目12番30号
債務者　中野美代子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
長野県千曲市大字寂蒔617番地３
債務者　關口　行則
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第８７号
岐阜県各務原市那加東那加町49番地５
債務者　富永　裕介
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２８３号
神戸市灘区原田通３丁目７番11号　川崎マンション202号
債務者　胡　八重子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５７号
神戸市長田区重池町１丁目２番６号石丸ハイツ202号
債務者　山本　光治
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３１号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目126番地　浜田パークハイツ603号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目４番６号　202号
債務者　古河浩一郎
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４２号
兵庫県西宮市小松南町１丁目６番12―302号、前住所兵庫県西宮市小松北町２丁目５番29号
債務者　ダイニングエッフェこと　玉置　　勇
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４３号
兵庫県西宮市小松南町１丁目６番12―302号、前住所兵庫県西宮市小松北町２丁目５番29号
債務者　玉置こと　金　真佐美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１８号
兵庫県西宮市津門大箇町12番13号、前住所大阪市大正区三軒家東２丁目５番５―303号
債務者　橋本　勝実
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４３号
兵庫県芦屋市大東町４番16―504号
債務者　朝井　美紀
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７３号
広島市中区大手町４丁目２番23―402号
債務者　三宅　健一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１２号
広島市安佐南区長束３丁目30番27―304号
債務者　加野　久美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２０号
広島県廿日市市阿品台西３番26―406号
債務者　鉄穴　梨沙（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部